

岩手県告示第755号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年10月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の 所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
社会福祉法人マ キバの会	和賀郡西和賀町 沢内字貝沢4地 割98番地3	グループホーム 自遊舎	グループ・ホー ム杜の家自遊舎	和賀郡西和賀町 字川舟98番地3	和賀郡西和賀町 沢内字貝沢4地 割98番地3	平成18年4月1日